

四国中央市水道局公営企業会計システム
更新業務仕様書

令和 7 年 6 月

四国中央市水道局

1. 業務名

四国中央市水道局公営企業会計システム更新業務

2. 目的

四国中央市水道局では、水道事業及び工業用水道事業に公営企業会計システムを導入しており、今回、四国中央市水道局公営企業会計システム更新業務(以下、「本業務」という。)により、新たに効率的で機能・操作性に優れた公営企業会計システム(以下、「本システム」という。)を導入することで、適切な資産管理やデータの有効利用等を図り、より正確で円滑な業務の遂行及び事務の効率化を図ることを目的とする。

3. 法令等の遵守

本業務の発注を受けた者(以下、「受注者」という。)は、本業務の履行にあたり、本仕様書、地方公営企業法、同法施行令、同法施行規則、その他の関係法令・通達、四国中央市関係条例及び関係規則、四国中央市情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

4. 業務範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 公営企業会計システム更新業務

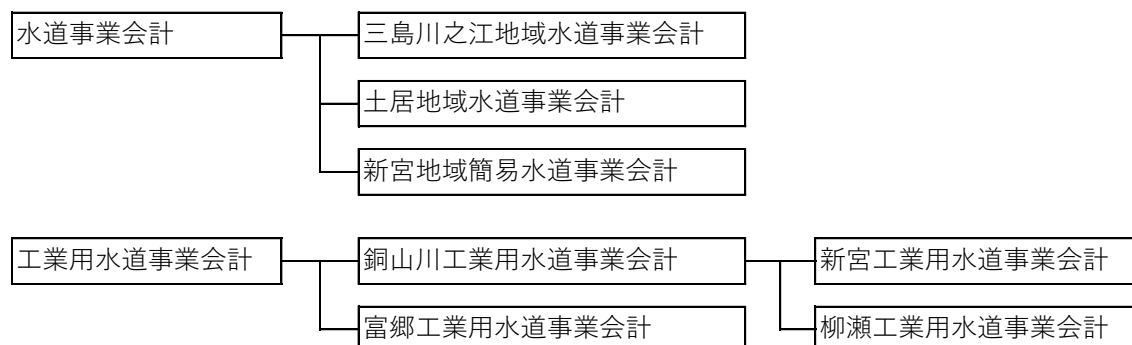
- ① 打合せ・協議
- ② システム設計及びシステムの構築（カスタマイズを含む。）
- ③ 本システムを利用するためのデータセンター環境(サーバ及び周辺機器)の整備
- ④ ソフトウェアのインストール
- ⑤ 動作確認及び検証作業
- ⑥ 操作研修等システム導入に付帯する業務
- ⑦ システムの提供
- ⑧ 現行システムから本システムへのデータ移行
- ⑨ その他更新に必要な附帯的な業務

(2) 公営企業会計システム運用保守業務（導入後の別契約とする。）

- ① ソフトウェア及びアプリケーション保守
- ② 決算データ等の移行
- ③ データセンター利用
- ④ システム障害対応
- ⑤ 業務支援及びシステム運用に付帯する業務

5. 会計の概要

事業会計区分は次のとおりであり、各事業においてセグメントを区分している。



6. 業務期間

業務期間は以下のとおりとする。

(1) 公営企業会計システム更新業務

契約締結の日の翌日から令和8年3月25日(水)までとし、本稼働は令和8年4月1日とする。なお、詳細スケジュールは発注者と協議のうえ決定する。

(2) 公営企業会計システム運用保守業務

公営企業会計システム更新業務とは別契約とし、本稼働する令和8年4月からの契約とするため、上記更新費用に含めないものとする。

7. 契約及び支払

本業務の契約方法は委託契約とし、公営企業会計システム更新業務の費用については、業務完了後の一括支払いとする。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議のうえ決定する。

8. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① データ移行結果報告書 | (紙及び電子ファイル) |
| ② 打合せ議事録及び協議事項確認書 | (紙及び電子ファイル) |
| ③ 各種マニュアル | (電子ファイル) |
| ④ その他必要書類 | (紙又は電子ファイル) |

(2) 成果品の納入場所は、「四国中央市水道局 水道総務課」とする。

(3) 検査は共同で行うものとする。検査の結果、不合格となった場合は、速やかに指摘事項を修正し、再納入すること。

(4) 納入する電子ファイルの形式は、Microsoft Office 形式又は Adobe PDF 形式とする。その他成果品の編集方法等は協議により決定する。

9. システム機能

(1) 本システムには、以下の各業務機能を有するものとし、詳細については、別紙「システム機能要件一覧表」の内容を達成できるよう必要に応じてカスタマイズによりシステムを構築するものとする。

- ① 予算編成業務
- ② 予算書作成業務
- ③ 繰越予算業務
- ④ 予算流充用業務
- ⑤ 収入・支出管理業務
- ⑥ 監査資料作成業務
- ⑦ 消費税計算業務
- ⑧ 決算管理・決算統計業務
- ⑨ 固定資産管理業務
- ⑩ 企業債管理業務

※ 受注者により業務名称や範囲が異なるため、これらの機能を有するシステムであれば、上記のとおりに業務が区分されている必要はないものとする。

(2) WEB上の環境で稼働するシステムであること。

(3) 水道事業及び工業用水道事業に適したシステムであること。

(4) 本システムは、総合行政ネットワークASPアプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されていること。

- (5) 将来性や広域化を考慮し、水道プラットフォームへの参画を行っているシステムであること。
- (6) システム機能要件一覧表に無い機能で標準機能として有する機能は削除しないものとする。
- (7) システム機能要件一覧表に明記されている機能が不足している場合は、システムのカスタマイズにより対応するものとし、そのカスタマイズに係る費用については、今回提案額に含めること。
- (8) 法制度上求められる機能については、システム機能要件一覧表に明記されていない場合でも、システムを導入する上で当然備えるべきものとして、機能要件に含まれるものとする。
- (9) 複数の職員による同時操作が可能なシステムとする。システムの利用台数は5台とするが、今後利用台数が増えた場合にも対応できること。
- (10) 将来の拡張や組織の改編等に柔軟に対応が可能で、且つ、拡張性に優れたシステムであること。
- (11) すべての出力帳票は、プレビュー機能、CSV出力機能、PDF出力機能を備えていること。
- (12) クライアントパソコンの OS のバージョンアップ等に対応できること。

10. 動作環境等

- (1) クライアント端末は、発注者既存の業務用PC及びプリンターを利用する。参考までに、システム利用予定のクライアントPCのスペックを以下に示す。ただし、実際に使用するクライアントPCのバージョン及びスペックは、本稼働までに変更されることがある点に留意すること。

【クライアントPC 機器】

O S	Windows 11 Pro 64 ビット
C P U	インテル® Core™ i3-1315U プロセッサ 以上
メ モ リ	8GB 以上
ディスプレイ	15.6 型 HD カラー液晶ディスプレイ 以上
S S D	256GB 以上
L A N	1000Base-T／100Base-TX／10Base-T

- (2) 本システムは、データセンターで提供するクラウド環境上に構築し、LGWAN回線を利用したLGWAN-ASP方式とする。
- (3) 本システムを利用する場所は、四国中央市役所LGWAN系ネットワークが接続されている施設とし、クライアントはLGWAN回線が利用可能な端末とする。

11. データセンター環境

データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面のほか運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切である内容であること。

- (1) 総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービスとして認定されているものであること。
- (2) データセンター側の回線は、総合行政ネットワーク ASP アプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。
- (3) JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001 に基づく認証を取得していること。
- (4) 震度7の地震を想定した耐震若しくは免震構造の耐火建造物であり、活断層や液状化現象などにも配慮した災害対策が十分になされていること。
- (5) 電力会社から複数回線で受電しており、電源設備の冗長化が図られていること。
- (6) 停電時には自家発電装置が稼働するまでの間、十分な電力供給が可能な無停電電源装置を備えており、24 時間以上継続運転が可能な自家発電装置を備えていること。
- (7) 災害時にも業務を継続できるよう、定期的に遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えておりデータの修復が可能であること。

- (8) システムのバックアップデータは、最低 7 日間保持し障害に備えること。
- (9) 国内法の適用を受けること(日本国内にあること)。
- (10) その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

12. セキュリティ要件

- (1) 本システムで使用する設備については、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、遅滞なくコンピュータウイルスを発見し、迅速な駆除対策を行うこと。
- (2) データセンターは、24時間365日の監視及びICカードや生体認証などのセキュリティ設備等による入退室管理がなされており、許可されたもののみの入退室が可能で、その記録が一定期間保管されていること。
- (3) 入退室者が各種記録媒体を不正に所持し、持ち出し・持ち込みすることができない体制であること。
- (4) 利用者の操作ログを収集・保管し、万一の事故発生時には、発生原因の特定ができること。

13. 体制と役割分担

本業務の遂行に当たっては、体制と役割分担を明確にし、各工程において連絡を密にできるよう万全な協力体制をもって臨むものとし、公認会計士など地方公営企業会計に関する専門的知識を有するものを配置すること。

- (1) 本業務の着手に先立ち、体制と役割分担を書面にて発注者に提出し承認を得ること。なお、やむを得ない理由により交代が必要になる場合は、あらかじめ発注者に書面による届出をし、承認を受けること。
- (2) 管理責任者、主任技術者及び担当技術者により本業務を執行するものとする。ただし、兼務は認めない。
- (3) 管理責任者及び主任技術者は、公営企業の実務経験を有するなど、会計実務を熟知していること。
- (4) 打合せや会議等は、発注者施設内又はWeb会議により実施するものとし、会議場所や打合せ日程は、発注者と協議のうえ調整すること。
- (5) 打合せに使用する資料等は、基本的に受注者が作成すること。また、打合せ後に受注者が議事録を作成し、発注者の承認を得ること。

14. 研修業務等

研修業務等の内容は以下のとおりとする。

- (1) 導入システムの操作にかかる研修
 - ① 予算編成及び予算書作成の操作にかかる研修
 - ② 予算執行(収入・支出)関係の操作にかかる研修
 - ③ 決算関連、消費税計算関連業務にかかる研修
 - ④ 固定資産関連業務の操作にかかる研修
 - ⑤ 企業債関連業務の操作にかかる研修
 - ⑥ システムマスタ関連の作成にかかる研修
- (2) 操作マニュアル・運用マニュアルの提供
- (3) その他説明が必要な部分があれば、説明資料を作成し別途研修を行うこと。

15. システム保守要件

- (1) 本システムの本稼働後、安定的なシステム稼働のための保守等が可能であること。ただし、本システムの運用保守管理は、令和8年度からを予定している。
- (2) 本システムに対し以下のサポート保守を行うものとする。
 - ① 本システム最新版のバージョンアップ提供及びバージョンアップ作業
 - ② 本システムの操作指導及び運用相談

- ③ 本システムに関する問合せ対応及び障害対応
 - ④ 公営企業の実務及び経理並びに事例等についての問合せ対応や運用相談
 - ⑤ 公営企業関係法令等の改正に関する情報問合せ対応
- (3) 業務全般に関する質問に対し、月曜日から金曜日(土日、休日を除く)の午前8時30分から午後5時15分において電話又はメールにより対応が可能であること。また、緊急時に備え、常時問合せができるコールセンターを設置すること。
 - (4) システムに障害が発生した場合には、受注者は直ちに対応できること。また、緊急時には、特段の事情がない限り当日中に現地を訪問し復旧にあたること。
 - (5) リモート保守及びオンサイト保守ができること。
 - (6) システムバージョンアップ等の作業は、システムの運用に支障のないよう本市と協議の上決定すること。
 - (7) ソフトウェア保守について、法改正等の軽微な更新は運用保守費用の範囲内で対応すること。
 - (8) 利用端末の OS や Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。

16. データ移行要件・経費

現行システムからの移行対象データは次のとおりとし、可能な限りリスクの少ない方法を採用するとともに、移行時における職員の通常事務に負荷のかからない方式で行うこと。なお、令和7年度決算業務は現行システムで処理を行うため、令和7年度の決算額等に係るデータ移行は本システム稼働後に行うものとし、運用保守の範囲で行うこと。

- (1) 予算・勘定科目データ
- (2) 債権者、債務者データ (水道事業:約 920 件／工業用水事業:約 600 件)
- (3) 金融機関データ (水道事業:約100件／工業用水事業:約100件)
- (4) 固定資産データ (水道事業:約 2,680 件／工業用水事業:約 170 件)
- (5) 企業債データ (水道事業:約 110 件／工業用水事業:約 110 件)
- (6) 令和8年度予算額データ
- (7) 令和7年度決算額データ (勘定科目単位)
- (8) その他必要と認める情報

17. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般的に情報システム開発の業務項目であるものについては、本業務の業務範囲に含むものとする。
- (2) 本仕様書は、本システムの導入にあたり、発注者が必要と考える内容を示したものであり、これまでの業務実績や他団体の運用状況等により、上限額の範囲内で効果的な提案を行うこと。
- (3) 本仕様書は、契約締結時において発注者と受注者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。
- (4) 特許権等の帰属
 - ① 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下、「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。
 - ② 受注者は、①に基づき特許権等を保有することとなる場合、発注者に対し、発注者が本契約に基づき本システムを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、係る許諾の対価は、本業務に含むものとする。

(5) 著作権の帰属

- ① 本業務遂行の過程で生じた著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、発注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者に帰属するものとする。
- ② 受注者は、本システムに係る著作物のうち自己が著作権を持つもの及び前条に従って自己に帰属するものについて、発注者に対し、発注者が本システムを本契約の条件に従って利用できるように利用許諾し、これについて著作者人格権を行使しない。なお、係る許諾の対価は、運用保守費用に含まれるものとする。

(6) 使用言語

使用する言語は、日本語とする。

18. その他

本仕様書に定めるもののほか、必要な事項は、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。